

資源エネルギー庁に対する質問事項への回答

令和4年11月2日
資源エネルギー庁

【小田修市委員】

国策として原子力発電を行うのであれば、本来は原子力災害に於いては基本的に国が全ての責任を負うようにしていただきたいと考えるところ、現行の原賠法では事業者には責任を負わせることとしており、東日本大震災では事業者の免責規定である第3条ただし書も適用されなかった。今後仮に、柏崎刈羽地域において、原賠法第3条ただし書が適用されないながら、東日本大震災時と同規模の原子力災害に見舞われた場合、福島での賠償が継続中の東京電力が、同じ規模の対応ができるかどうか、一地域住民として大変不安。今の原賠法第3条ただし書の規定が見直しされていないのであれば、地域に住むものとしては、より安心を得るために見直しをいただきたいと考えるが、見直しの予定はあるか。

1. 御指摘の原賠法第3条ただし書の規定については、平成30年の原賠法改正にあたり、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会で専門的な観点から検討が行われてきたところ。
2. 当該専門部会の報告書では、被害者の保護という法目的に照らして、免責事由は不可抗力よりも更に狭い非常に稀な場合に限定されていること等を踏まえ、現行の規定を維持することが妥当であるとされていると承知。
3. なお、万が一の場合に同じ規模の対応ができるかという御懸念については、現行の原子力損害賠償制度において、賠償措置額を上限1200億円とする原賠法に規定する損害賠償措置に加え、賠償額が賠償措置額を上回るような場合においても、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく相互扶助スキームを整備しており、この枠組みにより、今後、新たな事故が生じた場合においても、発災事業者における必要な賠償資力の確保は可能となっている。
4. 引き続き、関係省庁が連携して、万が一の場合も賠償が事業者によって適切に果たされるよう、国としての役割を果たしてまいりたい。

【小田修市委員】

原発の新設やリプレースが無ければ、蓄電池のイノベーションが起こらなければ電力の不安は解消されない。将来の電気の安定供給に関して諸問題を先延ばしにしすぎていると思う。もっと国が前面に出るようにしてほしい。

1. 昨今のエネルギーをめぐる内外の情勢変化を踏まえれば、将来にわたって、我が国のエネルギー安定供給を確保するべく、原子力を含めて、あらゆる選択肢を追求することが極めて重要。
2. 第2回GX実行会議における総理指示を踏まえ、安全性の確保を大前提とした、運転期間の延長のあり方や、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設などについて、専門家の意見を伺いながら、年内を目処に具体的な結論が出せるよう検討していく。
3. また、電力の安定供給を達成するためには蓄電池の技術開発や普及促進も極めて重要であり、政府を挙げて全力で取り組んでまいりたい。

【小野敏夫委員】

メガソーラや風力発電だけでは十分な電力は得られない。自国の安定したエネルギー確保のため、早期再稼働を望む。

1. 将来にわたって、我が国のエネルギー安定供給を再構築すべく、再エネや原子力を含め、あらゆる選択肢を確保しておくことが極めて重要。
2. 再生可能エネルギーの導入量は増加している一方で、再エネ大量導入のための系統整備や原子力発電所の再稼働の遅れなどが相まって、足下では電力需給のひっ迫が生じている。
3. 原子力発電所の再稼働については、安全の確保を大前提に、原子力規制委員会が新規基準に適合すると認めた場合には、その判断を尊重し、地元理解を得ながら進めていく。
4. その上で、第2回GX実行会議における総理指示を踏まえ、再稼働への関係者の総力の結集などについて、具体的な議論を開始しており、今後、専門家の意見を伺いながら検討を進め、年内を目途に結論を得たいと考えている。

【川口泰史委員】

「2050年カーボンニュートラル」の目標達成に向けて、政府のGX 実行会議が開催され、そのなかで電力の需給が逼迫する状況やエネルギー安全保障に対応するため、既存の原発を最大限活用する方針が示された。また、中長期的には原発のリブレース、発電所の運転期間延長や次世代炉の開発・建設を検討するという方針も示され、国としてエネルギー政策に対して真剣な姿がうかがえる。昨今の物価高や電気料金の高騰などは、一般家庭の負担増はもちろんのこと、会社経営にとっても、大きな悪影響を与えており、我々中小企業にとっては死活問題と言える。そのため、我々地元の人間の思いをくみ取っていただき、今回の方針にしたがい、国が前面に立ってエネルギー政策を着実に前に進めていただきたい。

1. 世界的な燃料価格の高騰などにより、中小企業を含め立地地域の経済にも大きな影響を及んでいることを重く受け止めている。原子力の利用を進めていく上では、立地地域の持続的発展が極めて重要と認識。
2. 第2回GX 実行会議では、総理から、GXを進める上で不可欠な再エネや原子力などの「脱炭素エネルギー」を、将来にわたる選択肢として強化するためのあらゆる方策について検討し、年末に具体的な結論を出すよう指示があったところ。
3. 原子力については、安全性の確保を大前提とした、運転期間の延長のあり方や、次世代革新炉の開発・建設などについて、専門家の意見を伺いながら、年内を目処に具体的な結論が出せるよう検討していく。

【坂本啓委員】

原子力の考え方にはそれぞれ賛否がある。事業者のみならず、立地地域の住民として我々も自発的に学ぶことも必要と思うが、エネルギー政策や災害時の避難計画など、住民目線で分かりやすい情報発信をしていただきたい。

1. 原子力政策については様々な意見があることは承知しており、エネルギー政策や原子力政策について、原子力立地地域や国民の皆様の理解が深まるよう、丁寧に取り組んでいくことが重要と認識。
2. これまで、全国各地での説明会の開催や、ホームページを通じた分かりやすい情報発信、紙面や SNS など複数のメディアを組み合わせた広報活動に取り組んできたところ。
3. また、原子力発電所の再稼働を進めていくに当たっては、広域にわたる避難計画の策定など、地域の実情に応じた課題にしっかりと取り組むことが重要。

4. 今後とも、地元の御理解を得られるべく丁寧な説明を尽くし、幅広い御理解を得られるよう、粘り強く取り組んでいく。

【三宮徳保委員】

地元の理解活動などで「国が前面に立つ」とあるが、具体策・スケジュールはあるか（いつ、どこへ、何をするのか）。

1. 原子力発電所の再稼働を進めていくに当たっては、広域にわたる避難計画の策定など、地域の実情に応じた課題にしっかりと取り組みながら、地元の御理解を得られるよう、国が原子力の必要性などを丁寧に説明していく必要がある。
2. 今後、国として積極的に取り組んでいく必要があると認識しており、専門家の御意見や立地自治体の声を伺いながら、具体的な取組内容について検討を進めてまいりたい。

【須田年美委員】

むつ市の中間貯蔵施設での保管期間は最初運び込まれてから 50 年とお伺いしたが、最終処分場の計画・工事着工もされていない中でどんな見込みがあるのか。

1. 使用済燃料については、現在貯蔵されているもの、また今後貯蔵するものも含め、再処理することが我が国の基本的な方針である。
2. むつ中間貯蔵施設に搬入された使用済燃料については、貯蔵期間の終了までに全て搬出されることを前提としており、再処理工場の稼働状況やむつ中間貯蔵施設における使用済燃料の貯蔵状況を勘案しつつ、搬出時に稼働している再処理工場で処理をすることになる。
3. 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、北海道 2 自治体における文献調査のとりまとめに向けてしっかりと取り組むとともに、地域とも丁寧に対話していく考え。また、北海道以外の地域でも文献調査を実施できるよう、全国での対話活動等についても、引き続き、国が前面に立って取り組んでまいりたい。

【須田年美委員】

日本を取り巻く現状は、いつ何が起きても不思議でない程の緊迫状況が続いているが、現在は風力発電機や太陽光発電も格段と多くなって来ているが、これらは発電量が不安定といった欠点であり、現在主流となっている火力発電に不可欠な液化天然ガスの供給は大丈夫なのか。

1. 今回のロシアによるウクライナ侵略に見られるような地政学的リスクによる LNG 途絶などの危機に対応するため、LNG の調達について国が一步踏み込んだ支援が必要と考えている。
2. 具体的には、電気事業者の保有する燃料の定期的なモニタリングや追加的な燃料確保の取組等の実施により、不測の事態に備えてきたところ。
3. 加えて、不測の事態に備えた LNG の事業者間融通の枠組みについても検討を進めていく。
4. その他 LNG 確保に向けて新たな制度の構築を検討する等、引き続き LNG の安定供給に全力を尽くしてまいりたい。

【三井田達毅委員】

国が前面に立って対応とは、具体的にどういったことか。（理解活動？教育普及？規制取組・監視における国の一層の支援や関与？安全対策や避難支援等への予算措置？等々、ハード面ソフト面共に予定されている事柄などお聞かせいただきたい）

1. 原子力発電所の再稼働を進めていくに当たっては、広域にわたる避難計画の策定など、地域の実情に応じた課題にしっかりと取り組みながら、地元の御理解を得られるよう、国が原子力の必要性などを丁寧に説明していく必要がある。
2. 今後、国として積極的に取り組んでいく必要があると認識しており、専門家の御意見や立地自治体の声を伺いながら、具体的な取組内容について検討を進めてまいりたい。
3. 避難計画については、地域原子力防災協議会の枠組みの下、関係自治体と一体となって、地域ごとに具体的に解決すべき課題を検討し、その計画の具体化・充実化を進めていく。また、地域振興についても、立地地域の声を聞きながら、地域資源の開発・観光客の誘致といった課題に真摯に向き合い、しっかり取り組んでまいりたい。

【三井田達毅委員】

原子力発電にはバックエンドの問題もある。この問題に関してはどう関わっていくのか。
(現在のNUMO中心のままでは決して国が前面に立っているとは言えないと思っている)

1. 原子力事業におけるバックエンドのうち、今回御指摘の最終処分については、社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題。
2. これまで、国としては、「科学的特性マップ」を公表し、国土の3割のエリアが輸送面でも好ましい特性を持っていると整理したうえで、NUMOとともに、全国で150回を超える説明会などを実施してきた。
3. また、本年8月24日に開催された「GX 実行会議」においても、最終処分について、「プロセス加速化」が検討項目として示され、現在、その具体化に向けて、年末にかけて議論や検討を深掘りしているところ。
4. 国としては、最終処分の実現に向けては、これが社会全体の利益であるとの認識を全国に十分広げ、本事業に貢献する地域への敬意や感謝の念が社会的に共有化されていくことが重要と認識。全国のできるだけ多くの地域での文献調査の実施を目指し、引き続き、国の主体的かつ地道な取組を積み重ねてまいりたいと考えている。

【三井田達毅委員】

万が一の事故の際の責任についてはどの様な方針か。(現状の原賠法による、実質事業者責任だけというやり方で国の責任は見えない=前面に立っているとは言い難いと思う)

1. 現行の原子力損害賠償制度においては、賠償措置額を上限1200億円とする原賠法に規定する損害賠償措置に加え、賠償額が賠償措置額を上回るような場合においても、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく相互扶助スキームを整備しており、被害者救済の観点から国として必要な措置を講じているところ。
2. 引き続き、関係省庁と連携し、責任を持って原子力損害賠償制度が着実に運用されるよう、国としての役割を果たしてまいります。

【三井田達毅委員】

現在も国のエネルギー政策に理解・協力している当地を含む立地地域や、最終処分問題で検討地域として手を挙げておられる北海道の2町村の現状に対して国の評価やそれを全国の問題として他地域に認識してもらうための広報展開を真剣に考えて頂きたい。

1. 日本の原子力・エネルギー政策は、これまでの原子力立地地域の関係者の御理解と御協力なくしては成り立たず、立地地域が日本の電力供給を支えてきたことに対し、改めて感謝申し上げます。
2. また、最終処分に係る文献調査を実施させていただいている、北海道2町村については、国として敬意と感謝を持って、調査や対話活動に取り組んでいるところ。調査については、国の審議会を活用し、透明性あるプロセスの中で丁寧に評価していく考えであり、対話活動については、「対話の場」での議論が徐々に活発になってくるとともに、住民有志の勉強会や視察など、活動の輪が拡がりつつあると認識。
3. 原子力政策を進めていく上では、立地地域のみならず、安定かつ安価な電力供給の恩恵を受けている消費地も含めて、幅広く理解を得ることが重要である。そのため、事業者自らがしっかりと地域に向き合って信頼関係を築いていくだけではなく、国も前面に立って、地元や国民の皆様の理解が深まるよう、丁寧に取り組んでいるところ。全国各地での説明会の開催や、ホームページを通じた分かりやすい情報発信、紙面や SNS など複数のメディアを組み合わせた広報活動に取り組んでいく。
4. これまで以上に、立地自治体を始め、関係者の声にしっかり耳を傾けるとともに、国民の皆様に丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう取り組んでまいりたい。

【宮崎孝司委員】

原子力発電に当たっては、「安全性を全てに優先させる」と枕詞になっているが、①日本は世界有数の地震国であること、②避難計画が深層防護5層から外されていることで、プロパガンダに過ぎないのではないか。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への深い反省を踏まえ、政府として、地震を含む自然現象の想定を大幅に強化した世界で最も厳しい水準の規制基準の策定等の対策を進めてきた。
2. 令和3年10月22日に閣議決定したエネルギー基本計画で示したとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ」というのが政府の方針である。

3. また、避難計画については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等に基づき、地域の実情を熟知する自治体で作成することとなっており、国としても、関係自治体と一体となって計画策定を支援することとしている。その上で、地域原子力防災協議会において、同指針等に沿った「具体的で合理的」な内容であることを確認し、原子力防災会議において了承することとしている。
4. 引き続き、避難計画の改善・充実へ向けて、自治体と協力して継続的に取り組んでまいりたい。

【宮崎孝司委員】

日本が現在約 4.7t ものプルトニウムを持っている。プルトニウム削減が国際的約束のはず。六ヶ所再処理工場で、8t/年のプルトニウムを取りだし、MOX 燃料として 6 t /年消費するという。これでは、プルトニウムは増えるだけ。核燃料サイクルは破綻している。見直すべきだ。

1. 電気事業連合会によると、六ヶ所再処理工場において最大処理能力である 800 トン U の使用済燃料を再処理した場合に回収されるプルトニウムは、約 6.6 トンとなる見通しと承知している。
2. また、電気事業連合会によると、2030 年度までに、少なくとも 12 基の原子力発電所でプルサーマルの実施を目指す計画を示しており、2030 年度の年間のプルトニウム利用量は約 6.6 トンとなる見通しであると承知している。
3. さらに、原子力事業者は、地元理解を前提に、稼働する全ての原子力発電所を対象に一基でも多くの原子力発電所でプルサーマルが導入できるよう検討を進めることとしており、2030 年度以降もプルサーマルを実施する原子力発電所がさらに増加することによって、6.6 トンを超えるプルトニウムの消費が想定される。
4. その上で、再処理等拠出金法に基づき、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ使用済燃料の再処理が実施されるよう、使用済燃料再処理機構が具体的な使用済燃料の再処理等の計画を策定し、経済産業大臣が毎年認可を行っている。これらの取組を通じて、プルトニウムの適切な管理と利用を行ってまいりたい。

以上